

○新宿区保健所審査基準【旅館業】

【全営業種別共通事項】

平成6年9月29日 6新衛管第1645号
最終改正 令和5年12月13日 5新健衛環第322号

項 目	審 査 基 準	根 拠
人的要件	・法第3条第2項の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。 1. 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものの 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に従反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 4. 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。） 6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 7. 法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者	法3-2 規則1の2
教育施設等	・許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可しない。 ・審査は後述「旅館業法第3条第3項の取扱いについて」（P6）に従う。 ・法第3条第3項各号に定める施設は以下のとおり。 1. 学校教育法第1条に規定する学校（大学は除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ① 幼稚園、② 小学校、③ 中学校、④ 高等学校、⑤ 中等教育学校、⑥ 特別支援学校、⑦ 高等専門学校、⑧ 幼保連携型認定こども園 2. 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 ① 助産施設、② 乳児院、③ 母子生活支援施設、④ 保育所、⑤ 児童厚生施設、⑥ 児童養護施設、⑦ 障害児入所施設、⑧ 児童発達支援センター、⑨ 児童心理治療施設、⑩ 児童自立支援施設、⑪ 児童家庭支援センター 3. 社会教育法関係施設等であって条例で定めるもの ① 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの ② 図書館法第2条第1項に規定する図書館 ③ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの	法3-3 17区通知 法3-3-1 法3-3-2 45厚通知 法3-3-3 条3-1
善良風俗	・善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。 ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。 ・施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。 ・玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。 ・施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えつけてはならないこと。 ・浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。 ・施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告	令3-1-1 令3-1-2 12厚通知 59厚通知 59厚通知 12厚通知 59厚通知

		物を備え付けてはならないこと。	
通路		・ 宿泊者が利用する廊下、階段、昇降機その他の通路は、専用のものとする。	条8-1-1
面積算定	方式	・ 面積算定は、内法によって行うこと。	24区通知
	床面積	・ 令第1条第1項第1号に規定する1客室の床面積は、宿泊者が利用し得る部分の面積であって、これには押入れや床の間等は含まれないが、客室に附属する浴室、便所、板の間は含まれるものであること。	区規則15 32厚通知
	有効面積	・ 条例第5条第1項第5号アに規定する有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。 ・ 有効面積から除く面積の具体的用途…玄関、階段、廊下、浴室、脱衣室、洗面所、便所、台所、クローゼット及び作り付けの家具であって宿泊者が立入り使用できない部分等の面積	区規則11 24区通知
客室一般	ガス	・ 客室にガス設備を設ける場合には、宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。	条5-1-6-7
	区画	・ 壁その他これに類する物により、他の客室及び廊下等から区画されること。	条8-1-3-7
換気・採光・照明		適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	令1-1-3 令1-2-3 令1-3-1
	換気	・ 営業施設には自然換気口又は機械換気設備を有すること。	条5-1-1-7 条5-1-1-イ
	採光	・ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる面積以上の広さの窓を有すること。自然採光が可能な窓を設けること。 ・ 採光が十分に得られる面積は、窓面積が客室有効面積の1/10とする。	条8-1-3-ウ 24区通知 区規則16
	照明	・ 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・ 調理場及び配膳室 50ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・ 廊下及び階段 常時20ルクス以上(午後11時から翌日の午前6時までの間においては、10ルクス以上の照度を有するようにすること。) ・ 浴室、脱衣室、洗面所及び便所等 20ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・ 上記の照度は、施設内の各場所の床面において確保されていること。	条5-1-2-7 条5-1-2-イ 条5-1-2-ウ 条5-1-2-エ 24区通知
寝具類及び収納設備		・ 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 ・ 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。未使用のものと使用済みのものが区分され、かつ衛生上適切に管理できるものとする。 ・ さらに、寝台を使用せずに宿泊する場合は、押入れ等の収納設備は原則として客室内に設置すること。	条8-1-4 条8-1-5 条5-1-4-7 24区通知
洗面設備		・ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ・ 清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。 ・ 洗面設備を付設していない客室を有する場合に設置する共同洗面所の給水栓の数は、施設全体の洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする)を増すごとに1個を6個に加算した数とする。 ・ 共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。洗面設備を付設していない客室を有する各階に設置することが望ましい。	令1-1-5 令1-2-5 令1-3-3 条5-1-8 条8-1-9 区規則18 24区通知
便所		・ 適当な数の便所を有すること。 ・ 手洗設備には、清浄な水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。 ・ 防虫及び防臭の設備を有すること。 ・ 便器への給水栓以外の給水栓から水を供給することができる構造の手洗設備を便器の付近の宿泊者の利用しやすい位置に設置すること。 ・ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用及び女子用を区別した共同便所を設けること。 ・ 共同便所には、下表に定める宿泊定員(施設全体の便所を付設していない客室の合計宿泊定員)	令1-1-6 令1-2-6 令1-3-4 条5-1-8 条8-1-8-7 条8-1-8-イ 条8-1-8-ウ 区規則17

	員)に応じた数以上の便器を設置すること。男子用便所と女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。								
	定員	5以下	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	300超
	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算	20人に1加算
	・ 定員5人以下に設置される便器数は、男子用、女子用各1個以上となる。 ・ 男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式又は洋式便器でも支障ない。								24区通知
	・ (計算例：合計定員が83人の場合) 83=30+53 ∴53→60である。 従って便器数は、 7(30人に対する便器数)+60／10 = 7+6 =13 ∴13個				・ (計算例：合計定員が563人の場合) 563=30+270+263 ∴263→280である。 従って便器数は、 7(30人に対する便器数)+270／10+280／20 =48 ∴48個				
入浴設備	・ 浴室の構造設備、維持管理については、旅館業法令で定める規則を適用するほか、「新宿区公衆浴場法施行条例」第2条第2項第2号に規定する「その他の公衆浴場」の構造設備基準、維持管理基準に準ずるものとする。								24区通知
	・ 浴室(脱衣場を含む。)の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならない。								12厚通知
	・ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。								条8-1-6-ア
	・ 十分な広さの浴槽又は十分な数のシャワーを設けること。浴槽を設ける場合は、十分な数のシャワー又は水栓及び湯栓を設けること。								条8-1-6-イ
	・ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。								条8-1-6-ウ
	・ 浴槽は、浴槽水を取り換えることができる構造設備であること。								条8-1-6-エ
	・ 共同用の浴室を設ける場合には、次に掲げる基準を満たすこと。								条8-1-6-オ
	(1) 男子用及び女子用を区別すること。各1か所以上設けること								(ア)、24区通知
	(2) 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。								(イ)
	・ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準を満たすこと。								条8-1-6-カ
	(1) ろ過器は、十分な性能を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。								(ア)
	(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。								(イ)
	(3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯及びシャワー等に再利用しない構造であること。								(ウ)
(4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。								(エ)	
(5) 入浴者が浴槽水を誤飲し、及び浴槽水の飛沫を吸引すること等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。								(オ)	
(6) 循環水の取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。								(カ)	
(7) 気泡発生装置等を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。								(キ)	
掲 示	・ 宿泊者の見やすい箇所に、営業者の緊急連絡先を表示しておくこと。 ・ 営業施設には、公衆の見やすい場所に、その名称を表示しておくこと。 ・ 旅館業法施行規則第4条の3の設備を有する施設においては、公衆の見やすい場所に、営業者の連絡先を表示しておくこと。 ・ 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。 ・ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。								条5-1-11 条7-1 24区通知 条7-2 条7-3
営業従事者名簿	・ 営業施設又は営業者の事務所には、営業従事者名簿を備え付けておくこと。 ・ 営業従事者名簿の記載事項は、①氏名②生年月日③住所④従事職種⑤就業年月日とする。								条7-4 区規則14
宿泊者名簿	・ 営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。 ・ 宿泊者名簿の記載事項は、①氏名 ②住所 ③連絡先 ④宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 ⑤性別 ⑥年齢 ⑦前泊地 ⑧行先地 ⑨到着日時 ⑩出発日時 ⑪室名 とする。 ・ 宿泊者は、営業者から請求があったときは、上記記載事項を告げなければならない。								法6-1・2 規則4の2 区規則10
体制	・ 営業従事者が客室その他の宿泊者の利用に供する場所までおおむね10分以内に到着することができる体制を確保すること。								条5-1-12

【 1. 旅館 ・ ホ テ ル 営 業 】

項 目		審 査 基 準	根 拠
定 義		・施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。	法2-2
客 室	面積	・1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であること。	令1-1-1
	定員	・客室には、1客室の有効面積3㎡について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-5-7
	寝台	・宿泊者が宿泊中に寝台の移動及び収納を予定していないものであること。 ・階層式寝台を設ける場合は、2層とし、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。	24区通知
玄関帳場 その他設備		・宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次に掲げる基準に適合するものを有すること。 (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 ・玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備に、営業従事者を常駐させること。 ・玄関帳場を設ける場合には、宿泊しようとする者の利用しやすい位置に設け、受付等の事務に適した広さを有すること。	令1-1-2 規則4の3-1 規則4の3-2 条5-1-13 条8-1-2
浴 室		・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	令1-1-4

【2.簡易宿所営業】

項 目		審 査 基 準	根 拠
定 義		・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。	法2-3
客 室	面積	・ 客室の延床面積は、33㎡以上であること。 (法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合：客室の延床面積＝当該宿泊者の数×3.3㎡以上であること) ・ 1客室の床面積は、3㎡以上であること。	令1-2-1 条10-1-2
	形態	・ 多数人で共用する構造及び設備とは、面積、寝具設備等から判断して、1客室に2人以上宿泊可能であり、かつ、営業者が、当該客室を多数人で共用させるものとして予定していることが、客観的に認められるものをいう。 ・ 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、全ての客室の延べ床面積の1/2未満とすること。	24区通知 条10-1-5
	定員	・ 客室には、1客室の有効面積1.5㎡について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-5-イ
	寝台	・ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 ・ 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。 ・ 多数人で共用する客室に設置するものについては、同一寝台面に2名以上を宿泊させない構造とすること。	令1-2-2 条10-1-4 24区通知
玄関帳場 その他設備		・ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次に掲げる基準に適合するものを有すること。 (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外への出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 ・ 玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備に、営業従事者を常駐させること。 ・ 玄関帳場を設ける場合には、宿泊しようとする者の利用しやすい位置に設け、受付等の事務に適した広さを有すること。	条10-1-1 条5-1-13 条10-2
浴室		・ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	令1-2-4

【 3. 下 宿 営 業 】

項 目		審 査 基 準	根 拠
定 義		・施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。	法2-4
客 室	面積	・1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9㎡以上であること。	条11-1-1
	定員	・客室には、1客室の有効面積3㎡について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-5-ア
	格納	・各客室には押入れを設けること。	条11-1-2
浴室		・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	令1-3-2
体制		・営業施設に、営業従事者を常駐させること。	条5-1-13

旅館業法第3条第3項の取扱いについて

旅館業法第3条第3項に基づく取扱いについては、以下の事項を十分に調査し、申請に対する処分にあたって、厳格な審査にあたること。

(1) 申請者の下記3団体への加盟の有無を調査すること。

- ① 一般社団法人 日本ホテル協会
- ② 一般社団法人 日本旅館協会
- ③ 一般社団法人 全日本シティホテル連盟

これらの団体は、いずれも我が国において旅館業を営む者の団体として確固たる実績が現にあり、またその加盟には厳しい条件が付されている。よって、当該団体に加盟している者の経営であれば、旅館業法第3条第3項に該当せず、同法第1条に掲げる「目的」に合致すると判断される。

(2) 関係行政機関に対して照会を行い、申請者が旅館業法第3条第2項に規定する者に該当するか否かについての確認をすること。

当該事項の確認については、本人の申告書によっているが、同法第3条第3項に該当する場合にあっては、当該本人申告書に加え、昭和32年8月29日付け衛環第56号の技術的助言に基づき警視庁等関係行政機関に対して照会を行うこと。ただし、照会の形式については、申請内容に応じて個別に適切に判断すること。

(3) 旅館業法第3条第3項にあたらぬ経営であることを明らかにする「疎明書」を提出させること。

「疎明書」は、経営主体、経営目的、運営方針、資金計画等の事実に基づく資料が添付されており、それらにより総合的に判断できる内容であること。

なお、既に旅館業の経営実績がある場合にあっては、当該施設への実地調査及び関係機関への照会等を行いその実態の把握に努めること。

＜参考＞申請時に必要な書類一覧 ※正本にその写し1通を添えて提出すること。

- ① 旅館業営業許可申請書（第1号様式） 及び 旅館業構造設備の概要
- ② 旅館を中心とした半径300m以内の住宅、道路、学校等の見取図
- ③ 建物配置図並びに各階平面図、正面図及び側面図
- ④ 照明設備の配置及び仕様を明らかにした図面
- ⑤ 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ⑥ 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ⑦ 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- ⑧ 旅館業法施行規則第4条の3の基準に適合する設備を設ける場合は、次に掲げる書類
ア 設備の設置場所を示す見取図及び平面図
イ 設備の機能及び性能を示す書類
ウ 設備の運用を申請者以外の者に委託する場合には、当該委託に係る契約内容を示す書類
- ⑨ 法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
- ⑩ 申請者（法人にあっては、代表者、常務、専務及びその業務を行う役員等）が旅館業法第3条第2項各号のいずれにも該当しない場合には、申告書（第2号様式）
- ⑪ 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書（申請者が賃借人である場合にあっては登記事項証明書及び賃貸借契約書の写し、申請者が転借人である場合にあっては登記事項証明書並びに賃貸借契約書及び転貸借契約書の写し）
- ⑫ 旅館業を営もうとする施設の所有者等の利用許諾を証する書類
- ⑬ 旅館業を営もうとする施設がある建物に2以上の区分所有者が存する場合には、管理組合の利用許諾その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類

◆法第3条第4項に基づく照会が必要な場合の書類 ※保健所提出用1部及び照会施設用（施設数分）を用意すること。

- ① 疎明書
- ② 見取図（旅館から照会施設までの敷地間の距離を示したもの。）
- ③ 各階平面図
- ④ 正面図及び側面図

◆施設完成後に必要な書類

- ① 建築基準法に基づく検査済証の写し（用途がホテル又は旅館であること。）

既存建築物を用途変更して申請した場合は、当該用途変更にかかる確認済証の写しを提出すること。
なお、建築基準法に定める確認申請が必要でない用途変更の場合においても、建築基準関係法令に適合した構造であることについて、建築士が確認したことがわかる書類を提出すること。

【凡例】

法：旅館業法(昭和23年法律第138号)
令：旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)
規則：旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)
条：新宿区旅館業法施行条例(平成24年新宿区条例第24号)
区規則：新宿区旅館業法施行条例施行規則(平成24年新宿区規則第35号)
32厚通知：「旅館業法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和32年発衛第649号)
45厚通知：「旅館業法の一部を改正する法律の施行について」(昭和45年環衛第83号)
59厚通知：「旅館業における善良風俗の保持について」(昭和59年衛指第23号)
12厚通知：「旅館業における衛生等管理要領について」(平成12年生衛発第1811号別添3)
17区通知：「旅館業法第3条第3項の取扱について」(平成18年17新健衛環第432号)
24区通知：「新宿区旅館業法施行条例等の運用について」(平成24年24新健衛環一第169号)